

令和6年度 重要事項説明書（特定教育・保育施設用）

教育・保育の提供を開始するにあたり、当保育所より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名	南風原町長 赤嶺 正之
代表者氏名	南風原町長 赤嶺 正之
所在地	沖縄県南風原町字宮平9番地
電話番号	098-889-3920

2. 利用施設

施設の名称	南風原町立宮平保育所		
所在地	沖縄県島尻郡南風原町字宮平9番地		
電話番号	098-889-3920		
管理者名	所長 金城 明日香		
特別保育の実施状況	障害児保育、一時預かり、子育て支援センター事業		
職員研修	レベルの向上のため全職員へ実施		
利用定員（年齢別）	0歳児 3号 6名	3歳児	2号 15名
	1歳児 3号 8名	4歳児以上	2号 12名
	2歳児 3号 12名	計	52名
認可年月日	昭和46年 11月 15日		
事業所番号			

3. 施設の目的・運営方針

事業の目的	<p>1. 日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳幼児を保育する。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日々保護者の委託を受けて保育に欠けるその他の児童を保育することができる。</p>
保育理念	子どもの最善の利益を守り、一人ひとりの生きる力の基礎を身につけさせ、心身共に健やかに育てる。

4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	2.835㎡		
	園庭	533.77㎡		
建物	構造	RC構造		
	延べ面積	572.11㎡		
施設の内容	乳児室	1室	保育室	4室
	ほふく室	1室	遊戯室	1室
	調理室	1室	幼児用トイレ	4室
	調乳室	1室	事務室（医務室）	1室
設備の種類	冷房、防犯カメラ			
その他	屋外遊戯場	455.00㎡		

職員体制 令和6年4月1日（内定）

職名	人数
所長	1人
主任保育士	1人
保育士	17人
調理員	2人
栄養士	1人
看護師	1人

5. 保育を提供する日

開園日	月曜日土曜日
開園時間	午前7時30分～午後6時30分
休園日	日曜日、祝祭日、慰霊の日、年末年始
その他	3月30日～3月31日 新年度準備のための家庭保育協力願い

* 警報発令時の対応について

別紙参照

* 感染症流行時の対応について

別紙参照

6. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

保育標準時間認定	保育時間	午前7時30分～午後6時30分
保育短時間認定	保育時間	午前8時～午後4時
		午前8時30分～午後4時30分
		午前9時～午後5時

7. 提供する保育等の内容

当保育所は、保育所保育指針（平成29年3月31日 厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

① 特定教育・保育の提供

上記6に記載する時間において、保育を提供します。

② 特別支援保育

心身に障害がある、または発育発達に遅れがある子どもの保育を行っています。通常保育よりも保育士の数を増やして、より手をかけた保育を行うことで、子どもの発達を促し、基本的な生活習慣や社会性を育みます。

③ 一時保育

1. 特定保育：パートで働いている方、職業訓練や資格取得の為、学校に通っているなど保育を必要とする保護者の児童（月15日を限度）
2. 緊急的保育：保護者の疾病、出産等により緊急又は一時的に保育を必要とする児童（月15日を限度）
3. 私的理由による保育：保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を軽減するため保育を必要とする児童（週1日）

④子育て支援センター「ふくぎの家」

楽しい遊びを通して、からだやこころの育ちを支える保育を中心とした子育て支援の場です。

発達・育児相談・子育てについての情報提供等を行っています。

8. 食事の提供方法等について

①食事の提供方法

自園調理

②食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立は毎月献立表でお知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児		10時30分頃 (離乳食)	15時頃 (離乳食)	1歳になったら幼児食へ移行する
1歳児	8時45分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	8時45分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	

③アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。

その際は、医師による診断書の提出が必要で、除去食及び代替食にて対応しています。

食物アレルギー対応マニュアルあり。

④その他衛生管理等

集団給食施設届出を南部福祉保健事務所へ提出しています。

大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。

日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（毎月1回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

9. 利用料金

① 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

3歳未満は、南風原町が定める利用者負担額をお支払いいただきます。

3歳以上は、南風原町が定める主食費及び副食費をお支払いいただきます。

保育料の納入は口座振替をご利用下さい。（口座引き落とし日は毎月10日）。

ただし、納付書による納入も可能です。

※上記年齢は、今年の4月1日時点の年齢となります。

※現在、保育料の口座振替をご利用の方は、引き続き口座から主食費及び副食費が引き落としとなります。

※利用料金の納入が滞った場合は、児童手当より償還されます。

② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金（自己負担）

行事プレゼント代 等

10. 利用の開始について

南風原町の利用調整に基づいて、入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

11. 利用の終了について

以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ② 町外に転出するとき
- ③ 長期欠席するとき
- ④ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12. 嘱託医

当保育所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

①内科

医療機関の名称	のはら小児科医院
医院長名又は医師名	野原 薫
所在地	沖縄県南風原町字兼城258番地
電話	098-888-2111

②歯科

医療機関の名称	みなみ歯科医院
医院長名又は医師名	金城 史明
所在地	沖縄県南風原町字宮平248番地の5
電話	098-888-1482

13. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

14. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。		
避難訓練	火災を想定した避難訓練を月1回実施・地震を想定した避難訓練を年2回実施		
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	火災通報専用電話機
	ガス漏れ報知器	非常警報装置	
	非常用電源	スプリンクラー	
避難場所	第1避難場所：砂場→第1駐車場 第2避難場所：町防災センター		

15. 虐待の防止のための措置に関する事項

入所する子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置、その他必要な体制の整備を行うと共に、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じてい

ます。

- 賠償責任保険の加入

当保育所では以下の保険に加入しています。

保険会社	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の種類	スポーツ災害共済（町負担金 15.000 円）
保険金額	15.000 円

- 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	大城 志奈子	
受付責任者	金城 明日香	
利用時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時	
連絡先	電話 098-889-3920 FAX 098-889-3920	
第三者委員	赤嶺 明美	當眞 めぐみ
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。	

- 個人情報の保護に関する基本方針

当保育所では個人情報保護に関する基本方針として、保育所保育指針第 6 章 1 項（6）プライバシーの保護及び秘密保持の内容を掲げています。児童福祉法第 18 条の 22 で、「保育士は正当な理由なく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなった後においても同様とする。」と厳しく定め、第 61 条の 2 で違反した場合の罰則も定めている。

私たち保育士は、日常から個人情報に接する機会が多いことを自覚し、その保護に対する意識を高め、取り扱いについては常に慎重にするよう意識しています。なお、児童虐待を発見した場合には、こども課、児童相談所に通告しなければならない義務があり、個人情報保護に優先します。

別 表

- 延長保育に係る利用者負担

短時間認定の方が、利用時間（8時間）を超えて利用する場合、延長保育となり、別途延長保育料が発生します。※生活保護世帯及び非課税世帯（第1階層・第2階層）は、延長保育料の徴収はありません。

① 1 1時間の開所時間内における延長保育（保育短時間の基本利用時間（8時間）を超えての延長保育）

延長利用1時間あたり 300円 （30分あたり 150円）

重要事項説明書についての同意書

令和 年 月 日

当保育所における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 南風原町立宮平保育所
説明者 所長 金城 明日香

私は、本書面に基づいて南風原町立宮平保育所の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

保護者住所

保護者氏名

児童との続柄

児童名

児童名

児童名

重要事項説明書についての同意書

令和 年 月 日

当保育所における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 南風原町立宮平保育所
説明者 西江 凜

私は、本書面に基づいて南風原町立宮平保育所の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

保護者住所

保護者氏名

児童との続柄

児童名

児童名

重要事項説明書についての同意書

令和 年 月 日

当保育所における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 南風原町立宮平保育所
説明者 前竹 美沙

私は、本書面に基づいて南風原町立宮平保育所の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

保護者住所

保護者氏名

児童との続柄

児童名

児童名